

令和6年12月三種町議会定例会会議録

令和6年12月13日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村眞
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	三浦保	企画政策課長	加藤登美子	
税務課長	石井透	町民生活課長	後藤一家	
福祉課長	近藤洋	健康推進課長	小松仁	
農林課長	小玉賢一	商工観光交流課長	清水秀文	
建設課長	児玉憲一	上下水道課長	嶋田修一	
琴丘支所長	鎌田誠	山本支所長	内藤英子	
会計課長	皆川和華子	教育長	藤田良博	
教育次長	牧野誠一	農業委員会事務局長	見上貢	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	畠山夏海		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 2 号 令和 6 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 議案第 7 3 号 令和 6 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 3 議案第 7 4 号 令和 6 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 7 5 号 令和 6 年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 5 議案第 7 6 号 令和 6 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 6 議案第 7 7 号 三種町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 7 議案第 7 8 号 三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 7 9 号 三種町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 8 0 号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 8 1 号 三種町立学校設置条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 8 2 号 三種町奨学金貸付条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 8 3 号 三種町八竜運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 第 1 3 議案第 8 4 号 工事請負契約の一部変更について（農地農業用施設災害復旧事業 1 2—1 0 3 号ほか工事）
- 第 1 4 議案第 8 5 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について
- 第 1 5 陳情第 6 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第 1 6 陳情第 7 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情
- 第 1 7 陳情第 8 号 健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情
- 第 1 8 陳情第 9 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
- 第 1 9 陳情第 1 0 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 第 2 0 陳情第 1 1 号 「1 8 歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
- 第 2 1 発委第 3 号 安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について
- 第 2 2 発委第 4 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について
- 第 2 3 発委第 5 号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書について

- 第24 発委第 6号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書について
- 第25 発委第 7号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書について
- 第26 常任委員会の所管事務調査報告
- 第27 発委第 8号 秋田県に統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の安全対策を求める決議について
- 第28 閉会中の継続調査の件

議長 加藤彦次郎は、令和6年12月13日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長 （ 加藤彦次郎 ）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第72号「令和6年度三種町一般会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番。

9番 （ 伊藤千作 ）

補正予算の13ページの寄附金、ふるさと納税の件ですけれども、今回これ5,610万補正して1億1,700万、約1億円突破する予定になっております。

このふるさと納税は一時期かなり苦戦した時期がありました。平成3年は約7,100万、平成4年はもうここが最低でしたけれども約4,500万というふうなことでかなり苦戦しておりました。

それで、平成3年度の決算特別委員会で総務委員会では附帯決議を上げております。ご承知だろうと思えますけれども、そのときには附帯意見としてはこういう意見を付しております。

ふるさと納税の返礼品には、食品を中心に自宅で楽しめるものが豊富にそろっているため、コロナ禍での巣籠もり需要等により納税額を増やす自治体が多い中、遺憾ながら当町の納税額は減少している。返礼品の開発、発掘や数量の確保など、これまで以上に工夫を重ね、三種町の魅力を強化発信することで、ふるさと回帰の機運を高め、さらには地場産業の振興にもつなげられたいという附帯意見がつけられております。

そしてその後、多分、担当局が頑張って取り組んできた結果、こういう何かV字回復のようなところまで持ってきているというふうに思います。私は大いに評価したいと思って今質問しているんです。

こういう今低迷の地域からV字回復につながるような取組になったのは担当の方々の大いに奮闘とともに、何が主な原因となっているのかお知らせく

ださい。

議長（加藤彦次郎）

9番、伊藤議員、今、平成何年というふうに3回ほど言ったんですけども、令和の間違いですね。令和ですね。企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

ただいまのふるさと納税のお話ですけれども、令和4年度に中間の管理事業者でありますポータルサイトのところの見直しを町で行いました。それによって、一時期事業を受け入れできないという期間があったりもしたので、令和4年度は一時的にがくんと落ちたなというところを私どもでは認識しております。

それ以降、秋田県内でもそれぞれの自治体のふるさと納税の額を伸ばしている事業者には私たちのところも切り替えておりますので、同様に新しい返礼品の品目を増やしたりだとか、あとは事業者に個々に町内の返礼品を出してくださっている事業者に丁寧をお願いをして、今まではなかなか目に留まらなかったものも返礼品として取り扱っていただくようになっております。そちらのことは事業者が丁寧に対応してくれているおかげだというふうに私たちのほうも認識しております。

それで、昨年度はお米がほかの自治体に比べると単価がなかなか高いのではないかということで西日本のほうにちょっと負けているということは適正ではないかもしれませんが、なかなか三種町のお米よりもほかに流れているのではないかというような事務局での認識は持っておりました。

それが昨年秋以降、全国的な米不足という影響もありまして、三種町のお米に対する返礼品の取扱い、寄附額もぐんと伸びたという状況でございます。今年度に入ってもそれは続いておりまして、今年新米が出る前から予約というところで私たちの想定をはるかに超えるレベルでの寄附額を頂いております。

それに伴って、今年度も昨年の同時期と比べてかなりの伸び率を持っておりまして、今回補正をさせていただいたということになります。

歳入の寄附額が伸びておりますので、それに伴って歳出のほうも補正で見させていただいているという状況でございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

奮闘しておりますけれども、返礼金の、何ていえばいい、額といたしますか、寄附金の50%を超えては駄目ですよというのが二、三年前、時期は忘れましたが、それを上回れば駄目ですよというふうなことがなされております。

それ以降の奮闘でこういうふうになっていると思うんですけど、どういう工夫をして、例えば業者はどのぐらいの業者にどういうものを出しても

らっているのか。主な、何ていいますか、そういう返礼品はどういうものがあるのかご紹介ください。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

これまでの事業者からの取組としては、まずは町のほうにこういう返礼品を出したいという町内の事業者からのお問合せが来れば、中間管理をお願いしている事業者のほうへ直接出向いてお話をしてくださいというお願いをしておりますが、なかなか品数をたくさん出せなかったという事業者もあったんですけれども、最近はできるだけ続けて返礼品を出してくださいという町からのお願いもさせていただいております。

なので、数量を出せるところは積極的に返礼品の品目の中に入れさせていただいているというところもございます。

あとはゴルフ場ですね。ゴルフ場に来てくれるお客さんにはそこで三種町にふるさと納税をしていただくとポイントがご本人のところへすぐ還元されて、それを使ってゴルフのプレーをしていただけるというような仕組みも取り入れております。利用としてはそんなに急激な伸びではないんですけれども、新たな取組としてそのようなこともさせていただいております。

三種町の返礼品の上位に位置づけているのは、相変わらずお米が断トツになります。

2位以下となりますと、じゅんさいですね。じゅんさいはもう少し数量を通年続けて出せるような体制を取れることによってもっと伸びるんじゃないかなというのは私たちのところでは感じておりますが、事業者のほうももうこれが限界だということであるさと納税にご協力いただいている結果、お米に次ぐじゅんさいが2位という状況になっております。

3位以下は食品ですね。いろいろなおかず系のものが人気となっております、過去にはお肉関係が上位3位以内には入っていたというところもあるんですけれども、今はおかずがお肉を抜いているという状況でございます。

野菜関係も新たな品目ですとか、あとはクアオルトのウオーキングなんかも最近新しく返礼品のメニューに入れていただいておりますし、シルバー人材センターのほうでは遠方にいる身内の方から依頼があった場合はお墓の掃除だとかも引き受けるようなメニューも出しております。

ですので、これまでのいろいろな品物だけではなくて、実際に体験していただけるようなメニューですとか、離れているご家族の方が町内の親御さんを心配されてお願いするケースですとか、お墓の掃除なんかもメニューとして入っておりますので、それらはそんなに多くはないんですけれども新たな目玉ということで順次入れさせていただいている状況です。

あと先ほどお話がありました5割のルールは昨年10月からでしたけれども、三種町もそれにのっとって5割ルールを守った運用をさせていただいて

いるところでございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

分かりました。

この寄附金自体はどういうのに活用しているんですか。主に。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

町のサイト、三種町のサイトもそうですし、PRさせていただいているのはみらい創造プランの柱が6本あるんですけれども、ほぼそれに準じた形で寄附してくださる方がどれに充ててもらいたいかという希望をまずは優先させていただいております。

あとは寄附してくださる方がどれでもいいよというところの選択肢もありますので、そういった場合は町のほうで配分させていただいているという状況でございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

分かりました。

次に同じページですけれど、教育費補助金35万ウィンタースポーツ奨励事業費ということになっています。歳出でも教育費の中に出てきますけれど、これは主にどういう職種でどのような事業を奨励するんですか。

議長（加藤彦次郎）

教育次長。

教育次長（牧野誠一）

お答えいたします。

このウィンタースポーツ奨励事業費につきましては、県の補助金でございます。県のウィンタースポーツ奨励事業補助金というものを申し込みましたらまず採択いただいて今回交付決定をいただいたものでございます。

内容としましては、琴丘小学校の5年生が田沢湖スキー場においてスキー教室を行うのに充当するというので申請して県のほうから補助をいただくものでございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

分かりました。

次に25ページの償還金利子及び云々です。

ここで21万5,000円、未熟児養育医療給付費返還金とありますけれ

ど、これはどういうことになるとこういう返還というふうなことになるのですか。どういう事業なんですか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

この返還金につきましては、令和5年度分の厚生労働省からの補助金に対する返還でございます。各省庁いろいろ補助金の出し方があると思いますが、厚生労働省につきましては、何ていいますか、補助金の変更申請とかではなく、交付したものを翌年度に精算する、要は返還によって精算するという形になっております。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

それはどういうふうになると返還という何か基準みたいのものがあると思うんですけど、そこをちょっと説明してもらえますか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

5年度分の実績を算出いたしまして、まず国の補助率は4分の2、要は2分の1ということになりますので、5年度実績に基づいて6年度に返還するというものでございます。

議長（加藤彦次郎）

9番。

9番（伊藤千作）

その年度の返還じゃなくて、どういうふうなところが満たされなければ返還するとかと何か基準があるんじゃないですか。そこをちょっと説明してください。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

この算式につきましては、実際にかかった医療費、あと自己負担相当分、それに実際、すみません。もともとかかった医療費、これがまず基準となります。それに基づいて本人の負担分、これを除いた分が国の補助となりますので、その実績に基づいた金額となります。

9番（伊藤千作）

終わります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。8番、森山議員。

8番 ( 森山大輔 )

では一つ目ですね。21ページになります。

こちらの民生費のところの障害児給付金が今回増額になっているんですけども、この増額理由というのはその対象者が増えたためなのか、それとも給付基準が変更になった等の理由によるものなのかご説明いただけますでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

福祉課長。

福祉課長 ( 近藤 洋 )

お答えいたします。

町内に児童発達支援、放課後等デイサービス事業所が11月から開設したことによりまして、新規の利用者が増加したことによりまして増額補正させていただきました。

以上でございます。

議長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

はい、分かりました。ありがとうございます。

これ放課後デイサービスが新たに始まったことによるということですがけれども、これ今後の見込みというか、今そのデイサービスが始まったばかりだと思っておりますけれども、今後この給付費というのはこのぐらいの規模で続いていく見込みなのか、それとももう少し伸びていくのか、何か現時点で想定されるものがあれば教えていただけますでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

福祉課長。

福祉課長 ( 近藤 洋 )

お答えいたします。

今現在で児童発達支援の利用者が7名、放課後等デイサービスの利用者が4名でございます。今後増加することも見込まれますけれども、現時点では現在の水準で推移していくものと考えております。

以上でございます。

議長 ( 加藤彦次郎 )

8番。

8番 ( 森山大輔 )

分かりました。

あと続きまして27ページ、こちらの一番上の最適化活動報酬のところですね。こちらたしか農地のあっせんに対する報酬ということだと思っておりますけれども、この報酬の導入後にあっせんの状況というのに何か変化は見られておりますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）  
農業委員会事務局長。

農業委員会事務局  
（見上 貢）  
長 答えいたします。

こちらの補助金、報酬のほうですが、総会など会議への出席を除いた農地の見回り活動などを農業委員が行ったことを活動日誌に記入したことに対する活動報酬となっております、あっせんの方に関しましては通常どおり行っておりますが、特別残念ながら増えたというようなことはございません。

以上です。

議長（加藤彦次郎）  
8番。

8番（森山大輔）  
分かりました。

あっせんではなくて見回りに対する対価というか、という形ですね。分かりました。理解しました。

同じページの、続けて中ほどの少し下、R T K基地局設置業務というのがございます。これスマート農業の関係だったと思うのですが、具体的にどういったものを設置されているのかということをご説明いただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）  
農林課長。

農林課長（小玉賢一）  
答えいたします。

こちらのほうですけれども、R T K基地局ということで、こちらのほうはスマート農業技術をフル活用するために今回このR T K基準基地局を整備するというところで、試験的に普及拡大を目指すために設置することとなっております。

内容といたしましては、GPSがあるんですけれども、そちらのほうの基準局を設置して、自動運転技術とか可変施肥技術、こちらのほうをこの基準局を整備することによりフル活用できるような形となっております。

議長（加藤彦次郎）  
8番。

8番（森山大輔）  
ありがとうございます。

これ基準点を設置するというところですけれども、これによって全町で自動運転等のスマート農業機械の導入が可能になるというそういうものという理解でよろしいでしょうか。

議長（加藤彦次郎）  
農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

こちらのほうですけれども、この基準局を設置することにより半径20キロをカバーできるという形となってございますので、町内全箇所こちらの基準局を設置することにより活用できるという形となっております。

議長（加藤彦次郎）

8番。

8番（森山大輔）

分かりました。以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）

ほかに質疑ありませんか。10番、清水議員。

10番（清水欣也）

一つだけ。13ページをお願いいたします。

隣の千作議員が寄附金のことを質問しましたがけれども、私も寄附金に関して質問をいたします。

13ページの寄附金の私はこの企業版ふるさと納税の分について質問をいたします。

私これ、かねてから企業版ふるさと寄附金、この事業を活発にすべきだというそういうようなことを前々から主張してまいりました。なぜかというところ産業振興のきっかけになるかもしれないというそういう発想でございます。残念ながら10万円の寄附金を頂いてありがたいわけですけれども、最初の質問は、この寄附金のこれはどういう事業内容に対して寄附金を頂いたのか。それで相手の方はどのような方か。それは個人名じゃなくても企業名でもいいですので、それをちょっとお聞かせ願いたいということがまず第一問であります。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）

お答えします。

今回の補正に上げさせていただいている分につきましては、寄附の目的は住民と連携した地域づくりのほうへ充ててくださいという会社からのご要望をいただいておりますので、町としてはそちらのほうに使用させていただく予定としております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

地域づくりというと、どういうことを相手の方は要望しているんでしょうかね。

議長（加藤彦次郎）

企画政策課長。

企画政策 ( 加藤登美子 )

課長 　お答えします。

町のほうでこちらも柱を3本ほど定めております。

地域づくりのほうは住民共助による地域づくり活動支援事業。町で自治会等からご活用いただいている補助金があるんですけども、そちらのほうに充ててくださいという会社からの要望をいただいておりますので、この補助金を使っていただいている団体に対しての補助の中で活用させていただきたいと思っています。

議　　長 ( 加藤彦次郎 )

10番。

10番 ( 清水欣也 )

この企業版ふるさと納税を頂いた額は、この10万円を含めればどのぐらいになりますか。

議　　長 ( 加藤彦次郎 )

企画政策課長。

企画政策 ( 加藤登美子 )

課長 　お答えします。

今年度はこちらで現金で頂いたものにつきましては2件目ということになります。現金ではなく物納ということで衛星携帯電話を1件頂いておりますので、それと合わせれば3件ということになります。（「金額は」の声あり）

金額は、9月の補正で50万補正させていただいているのと今回が10万ですので、額的には60万です。

議　　長 ( 加藤彦次郎 )

10番。

10番 ( 清水欣也 )

それで本題に入りますが、このふるさと納税を何とかして活発に活用できないだろうかというのが今回の質問の趣旨なんですけれども、ふるさと納税のこれを増やすためには2つのアプローチの仕方があるわけです。

一つは相手の企業の皆さんに、皆さんがどのような事業を町で起こせば寄附金を頂けますかというのが一つ。それからもう一つはこちらからこういう事業をやるので何とか寄附金を頂けないでしょうかというやり方、この2つなんです。

最初のほうは、例えば東京みたね会でもいろいろな世界があるわけがございますけれども、そこでそういうようなアプローチの仕方が必要だということです。それからもう一つは、後者のほうは、こちらのほうでこういう事業をやってみて何とか寄附金を頂いてやってみたいとそういうような発想。

この2つで、ひとつ町の新規事業の開拓をするきっかけをつくっていただきたい。こういう話でございます。

くどいようなんですけれども、東京みたね会はいいいチャンスじゃないですか。

そういうのを私はぜひ頑張ってみていただきたいとそういうのが今回の質問でございます。いかがでしょうか、町長。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

町長。

町 長 ( 田川政幸 )

お答えをいたします。

大変貴重なご提言ありがとうございます。いずれ新しい事業をやるためにはそういった意味ではいろんな財源を求めなきゃいけないという状況になりますので、ただいまの議員の提言をしっかりと受け止めてそういった事業ができるかどうか、しっかりと検討して前に進めたいと思います。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

10番。

10番 ( 清水欣也 )

この事業は総務省の認可が必要なわけですので、いいかげんなことはできないわけですよ。ぜひしっかりとした考えのもとに思い切ってそちらのほうに、いわゆる産業おこしの一つの方法として、きっかけとして、これをひとつ頑張ってみていただきたい。そういうことで、質問を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第72号「令和6年度三種町一般会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第73号「令和6年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番。

9番 ( 伊藤千作 )

9ページの一般会計繰入金、これ一般会計にも出てきましたが、減額の11万2,000円、中身は未就学児童とか産前産後軽減分とかということで三角になっていますけれども、中身としては、単純ですけどこれは計画した

ところまで人数が到達しなかったということなんでしょうか。中身の説明をお願いします。

議長（加藤彦次郎）  
健康推進課長。

健康推進課長（小松 仁）  
お答えいたします。

計画というよりも、これは確定数値、県からの確定数値に合わせた補正でございます。そのあたりをご理解いただきたいと思います。

議長（加藤彦次郎）  
9番。

9番（伊藤千作）  
例えば産前産後軽減分、これ7万5,000円の減額ですけど、これの中身はどういうふうなことになっているんですか。

議長（加藤彦次郎）  
健康推進課長。

健康推進課長（小松 仁）  
お答えいたします。

国保加入者の加入する方がまず出産に合わせてその前後の保険料を軽減するものでございます。対象と実績としましては、お二方、2人分ということでございます。

議長（加藤彦次郎）  
9番。

9番（伊藤千作）  
ちょっと関連で次のページ11ページの歳出で、この出産育児一時金臨時補助金返還金でこれ5,000円ありますけれど、これは先ほどの歳入との関連ではどういうことになりますかね。

議長（加藤彦次郎）  
健康推進課長。

健康推進課長（小松 仁）  
お答えいたします。

これにつきましては前年度交付された補助金に対しまして6年度で精算するというものでございます。先ほどの厚生労働省と同じ考えでございます。

9番（伊藤千作）  
終わります。

議長（加藤彦次郎）  
ほかに質疑ありませんか。10番。

10番（清水欣也）  
9月議会で定例会でも申し上げましたが、国保税の財源であるこの当該年度、現年度課税分と、それから過年度分のこの収入のこのことについて、過年度分の収入はどうしたんだという話をしたら、それは12月議会で補正し

ます。こういう答弁でありました。私は実はそれを非常に期待しておりました。だけれども、この中に今回は入っていないわけですよ。これはどういうことでしょうかという質問であります。もしかして、これは決算処理をしようとしているのか。その辺も含めてひとつご答弁をお願いしたいとそういうことでございます。

議長（加藤彦次郎）  
暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

-----  
午前10時37分 再開

議長（加藤彦次郎）  
会議を再開します。  
10番、清水議員。

10番（清水欣也）  
質問の方向を変えましょう。  
5年度からの過年度収入は、今6年度に入ってどのぐらいの金額になっているでしょうか。それをまずお聞かせください。  
大体確定されていると思うんですけど、その金額は今現在どれぐらいになっているのか、皆さんつかまえているでしょうからそれをまず一つ。

議長（加藤彦次郎）  
健康推進課長。

健康推進課長（小松 仁）  
お答えいたします。  
前年度からの繰越金というご質問というご理解でお答えいたします。  
おおむね端数まではちょっと記憶がありませんけれども、690万ほどというふうに記憶してございます。

議長（加藤彦次郎）  
10番。

10番（清水欣也）  
前回の9月にも申し上げましたけれどもその600万、700万ある数字をなぜ補正しないのかと私が質問したところ、いろいろ休憩となっていていろいろ話し合った結果、それは12月でやりますという話だった。それで今どうなっているんですかという話です。

税金を上げました。税率を上げましたね。条例を改正しました。それでその条例の改正によってどれぐらいの金額が上がるかというところと900万だという説明があったでしょう。900万の増収を得るために条例を改正したわけですよ。ところが、まだ予算化していない過年度収入が700万もあるわけです。条例を改正してまで900万円を得ようとしている中に、まだ予算化

していない700万円もあるわけだから、それこれはどういうことかと迫ったわけです。なお今条例、これ9月補正予算に出していないじゃないかといったら、それは12月にやりますという答弁だった。こういういきさつなんです。それはもう言ったか言わないかの話をここで言ってもしようがないんですけど、そうすれば改めて申し上げますが、その700万を予算化するんですか。それとも決算に残していくんですか。まずそのあたりをお聞かせください。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

繰越金につきましては9月定例会において補正を上程して議決をいただいております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

9月補正予算で上げた数字というのは、税務課で税率を変えた結果、どのぐらいの現年度課税ができるかということでそれを計算して、それを発送して納付書を発したそのトータルが9月議会で補正したんですよ。そのときはあくまでも現年度課税分として税務課で調定したその金額が予算になって出てきたわけです。だからそこで俺、現年度課税でなくて過年度分はどうなるんだと聞いたときから始まったんですよ、この問題。だから12月補正の中には700万円は入っていないわけですよ。そこで質問して、それは9月補正に回しますという話だったもんだから、今回それが入っていないんじゃないかというのが今回の質問。

あるいはちょっと考えました。これ決算処理するのかなど。もしかして。それならそれで、ひとつそういう旨の答弁をいただこうかという、そういうつもりで今回は質問したわけであります。

9月補正のときはこれが入っていないという認識で答弁しているんじゃないですか。そういうことなんです。

議長（加藤彦次郎）

暫時休憩します。

午前10時41分 休憩

-----  
午前10時45分 再開

議長（加藤彦次郎）

会議を再開します。

答弁を求めます。健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

滞納繰越分につきましては当初予算で見えております。まず、滞納繰越分の収納実績、これらを参考にいたしまして当初予算で見えております。これらが大きく増減する場合は今後補正もあるかもしれませんが、今現在、その見込額と大きな推移はないということで今回は補正を提出しておりません。

あと前年からの繰越金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、9月補正で前年からの繰越金を補正計上しております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

当初予算で上げたのに何で9月補正でまた上げるんですか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 9月補正に上げた分は前年度からの繰越金、決算による収支における繰越金でございます。当初予算で上げたものは滞納分の収入見込みでございますので、それらは当初で上げているということでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

私はもう最初から繰越金のことを言っているんじゃないんですよ。過年度収入をどうしたんだと言っているんですよ。だったら過年度収入を当初で上げたんだったら過年度収入をどのぐらい上げましたか。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松 仁）

課長 お答えいたします。

滞納繰越分と過年度の収入分というのは、まず性質的には同じものというふうに捉えておりますが、いずれ先ほど申し上げましたとおり、前年以前の滞納分につきましては収入見込み実績に基づいて当初予算で計上していると。その計上率についてはおおむねその前後で推移しておりますので、大きく動いた場合は今後補正もあるかもしれませんが、12月定例会においては補正を計上するほどの大きな差はないというふうに認識しております。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

繰越金というのは前年度の収支差額を次の年に繰り越すという話ですよ。

それを繰越金というんです。

私のいう過年度収入というのはそういうことじゃなくて、今度、新年度になって新たに調定を起こすべき金額なんですよ。それがどのぐらい入るかということなんです。あなたのしゃべっていることと全然違うんだ。私は前年度からの収支差金の繰越しを見ているんじゃないんです。9月時点からそれを私は一生懸命しゃべっているでしょう。まだ税金を払っていない人が今年どのぐらい払うだろうかということを知っているんです。それが700万でしょう。そういう話なんです。

収入率を申し上げますと、当該年度分というのは97%ぐらいあるんですよ。収入率というのは。分かるでしょう。毎年97%ぐらい調定すれば納付する、それが97%納めてくれるんですよ。物すごい収入です。ところが、ところが、あとの3%の方々は払わないから翌年また調定するわけです。その人たちの収入率というのは大体毎年20%から25%ぐらいしか払ってくれないんですよ。それが金額にして約700万円あるわけです。その分をどうしたかと言っているんですよ。全然予算化していないじゃないかと。だから9月にも言ったでしょう。この隠れた700万をどうするんだと。そして、それは12月補正をしますという話だったじゃないですか。だからそれを今私は待っていた。そういう話ですよ。

議長（加藤彦次郎）

健康推進課長。

健康推進（小松仁）

課長 お答えいたします。

滞納繰越分につきましては、先ほども申し上げたと思っておりますが、当初予算で予算化してございます。

具体的には、医療給付滞納分が、先ほど議員からおっしゃられたとおり23.5%の収納率で予算としては490万、後期高齢分としましては、23.5%の収納率を基にして1,200万、介護給付金滞納分としましては24.47%の収納率といたしまして60万円を当初予算で見っております。

（「1,200万円と言ったんですか」の声あり）

すみません。訂正いたします。後期高齢については120万の誤りでございます。

議長（加藤彦次郎）

10番。

10番（清水欣也）

もう一点だけしゃべって終わります。

9月の話はいくまでも過年度収入分が何ぼであったかの話なんです。当初予算で入れたというのは確かに答弁がありました。ところが9月時点でどうであったかという、それをみんなチャラにして、チャラにして税務課が納入通知を発行した。それは税率を改正後ですよ。それをみんなやったってこのぐらいになりますというそのトータルで補正したんです。だから最初

の過年度収入がどのぐらい計上してあったなんてそれはもうチャラになったんです。この金額でいきますと。単年度、現年度の収入はこのぐらい行きますというのが税務課から計算されて納入通知書が発行された。そのトータルが今回の9月補正予算ですと出てきたわけです。だから、当初予算というのはもうあとなくなっているわけ。それを補正して、こういうような形に要求しますと出てきたわけです。それに対して、いや過年度分はどうしたんだという説明をした。ということで、これをいつまでやってもしようがありませんので、以上、これで質問を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第73号「令和6年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第74号「令和6年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第74号「令和6年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第4．議案第75号「令和6年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第75号「令和6年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5．議案第76号「令和6年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第76号「令和6年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第77号「三種町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第77号「三種町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。  
日程第7. 議案第78号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第78号「三種町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。  
日程第8. 議案第79号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。  
( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第79号「三種町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する

条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第80号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありますか。9番、伊藤議員。

9番 ( 伊藤千作 )

反対討論を行います。

日本は30年間、給料、賃金が上がらない国になって貧しい国になってしまいました。失われた30年などと言われ、一昨年、あるいは昨年あたりから大企業中心に給料を上げる取組をしてきました。ところがまだ中小企業全てにそれが波及しているわけではありません。今年は米価は大幅に上がり、農家の皆さんにとっては非常に喜ばしい状況だと思います。ところが、その一方で年金生活者は実質的な年金は名目は上がっておりますけれども、物価高等々で実質的な年金は下がっております。また、地域の中小企業の賃上げが十分と言えない中で、議員の期末手当を引き上げることには非常に抵抗があります。

よって、この議案には反対であります。

議長 ( 加藤彦次郎 )

賛成討論はありますか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに反対討論はありますか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第80号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

- 議 長（加藤彦次郎）  
ご着席ください。  
起立多数です。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。  
日程第10. 議案第81号「三種町立学校設置条例の一部改正について」  
を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第81号「三種町立学校設置条例の一部改正について」を採決しま  
す。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決さ  
れました。  
日程第11. 議案第82号「三種町奨学金貸付条例の一部改正について」  
を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第82号「三種町奨学金貸付条例の一部改正について」を採決しま  
す。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第82号は原案のとおり可決さ  
れました。  
日程第12. 議案第83号「三種町八竜運動公園の設置及び管理運営に関  
する条例の一部改正について」を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。5番、成田議員。

5番 ( 成田光一 )

八竜運動公園、今まであった設備を今回撤去というふうになりました。撤去の意味は老朽化によるものだというふうに伺っておりますので、それはそれでよろしいんですけれども、現状のままの設備が果たして八竜運動公園としての価値ですよね。要はね。

当初公園を設置するときに、ステージであったり展望台であったり椅子であったり、一番のメインであったドラゴンのタワーですよ、モニュメント。あとそこについていたトンネル。こういったもの全て今撤去になったわけなんですけれども、まずそういった部分での価値的な部分の考え方というか、その辺、当局としてどういうふうを考えているのかなということ。何でかという、あの公園を団体で借りるときに利用料金が発生していますよね。そういった利用料金については今回まず一切触れていないわけなんですけれども、その辺のことを今回そのステージが撤去されるという項目があったからそこを削除するんだという内容でまず理解していますが、その利用料金については今言ったとおり運動公園としての価値観から言った場合に、あるべき設備がなくなったにもかかわらず利用料金が変わらないということですので、その辺どういうふうなこれまで話合いをしてこういう形になったのかちょっと教えてください。

そういう話合いがあったのでしょうか。利用料金について減額するとか削除するとかという話合いはあったのでしょうか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

教育次長。

教育次長 ( 牧野誠一 )

お答えいたします。

利用料金につきましては、この施設、議員ご指摘のとおり運動公園の設備、老朽化によりまして撤去するというので、まず施設のほうは撤去させていただきました。

条例に定めております各施設の利用料金がございますので、今回まずステージの部分がございましたのでこれを削除したいということで今回上程させていただきます。

お話がありました全体の利用料金につきましては、特に施設が欠けたからまた全体的に安くするとか高くするとかというような議論は実際のところはしてございません。と申しますのは、まず広場全体を使う使用料とかもあるわけなんでございますけれども、占有するものに限りましては、ありました施設を使ってということではなかったのかなということもございますので、広場全体というところを占有した場合はということでは残したりしているところもございますので、そちらのほうはご理解いただきたいと思っております。

議長 ( 加藤彦次郎 )

5番。

5 番 ( 成田光一 )

利用料金があるから使う、使わないという団体があるのか分からないわけですが、これまで団体として利用料金を支払ってあの公園を使ったという実績、ちょっと分かる範囲で直近でよろしいですので教えていただけますか。

議長 ( 加藤彦次郎 )

教育次長。

教育次長 ( 牧野誠一 )

お答えいたします。

あそこの施設を占有して使ったという団体はないというふうに承知しております。よって利用料金の支払いを行った団体はないということでございます。

議長 ( 加藤彦次郎 )

5 番。

5 番 ( 成田光一 )

多分そういうことだと思って質問したわけなんですけれども、そういう状況にありながら利用料金を設定しているという、やっぱりどうせある設備ですので、もっと使えるような方法を今後検討するべきかなというふうに思いますので、ひとつ申し述べさせて質問を終わります。

議長 ( 加藤彦次郎 )

ほかに質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 8 3 号「三種町八竜運動公園の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 8 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3. 議案第 8 4 号「工事請負契約の一部変更について（農地農業用施設災害復旧事業 1 2—1 0 3 号ほか工事）」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8 番。

8 番 ( 森山大輔 )

すみません。1 点確認したいんですけれども、今回この変更に関して変更

箇所が2か所あって、それぞれ多分これは増額と減額の変更なのかなと思うんですけども、それぞれの金額、どちらがどのぐらい増額になって減額になったのかというところをご説明いただけますでしょうか。

議長（加藤彦次郎）  
暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

-----  
午前11時13分 再開

議長（加藤彦次郎）  
会議を再開します。  
農林課長。

農林課長（小玉賢一）  
お答えいたします。

主な変更箇所の部分のまず①番の堤体盛土工及び基礎対策工のほうですけれども、約500万ほど増額となっております。2番のほうの基礎対策工に関しましては、約100万の減額となっております。

議長（加藤彦次郎）  
8番。

8番（森山大輔）

すみません。ちょっと数字がちゃんと聞き取れなくて、1番のほうは500万円の増で、2番のほうはそうすると100万円の減で、それで差額が400万円の増ということですかね。分かりました。  
以上で質問を終わります。

議長（加藤彦次郎）  
ほかに質疑ありませんか。  
（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）  
質疑ないものと認め、質疑を終わります。  
これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。  
（なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
議案第84号「工事請負契約の一部変更について（農地農業用施設災害復旧事業12—103号ほか工事）」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）

議長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第14．議案第85号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。原案に対する反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第85号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第15．陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」から日程第25．発委第7号「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書について」までを一括議題とします。

初めに、総務政策委員長より審査報告を求めます。総務政策委員長。

総務政策 ( 平賀 真 )

委員長 総務政策委員会に付託された陳情については、12月10日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第10号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

なお、採択すべきとした陳情の趣旨の実現を図るため、発委第6号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書についてを提出しますので、ご審議くださるようお願いします。

以上で陳情審査報告を終わります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

総務政策委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

総務政策委員長は自席へお戻りください。

次に、環境厚生委員会より審査報告を求めます。環境厚生委員長。

**環境厚生**（ 塚谷直樹 ）

**委員長** 環境厚生委員会に付託された陳情については、12月10日に審査を行いましたので、その結果を報告します。

陳情第6号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情、陳情第7号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情、陳情第9号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書及び陳情第11号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情については、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定しました。

陳情第8号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情については、令和6年12月2日に法が施行されており、実現性を欠くと判断し、不採択とすべきものと決定しました。

なお、採択すべきとした陳情の趣旨の実現を図るため、発委第3号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について、発委第4号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について、発委第5号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書について、発委第7号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書についてを提出しますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上で陳情審査報告を終わります。

**議長**（ 加藤彦次郎 ）

環境厚生委員長の報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

**議長**（ 加藤彦次郎 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

環境厚生委員長は自席にお戻りください。

以上で陳情付託委員会の審査報告を終わります。

初めに、陳情第6号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（ なしの声あり ）

**議長**（ 加藤彦次郎 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第6号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件の委員長報告は、採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第7号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第7号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件の委員長報告は、採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第8号に対する討論を行います。

本件に対する委員長報告は不採択ですので、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありませんか。9番。

9番 ( 伊藤千作 )

この陳情は不採択ということでありまして、健康保険証は保険証も残して両方にするというふうなことが非常に妥当だと思います。今この国民健康保険証中止について反対の国会での法案が出されております。この結果がどうなるかまだ分かりません。よって、こういう保険証中止についての不採択には私は反対であります。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

原案に対し反対の討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第8号「健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情」を採決します。

本件に対する委員長報告は不採択です。よって、この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は委員長報告のとおり不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご着席ください。

起立少数です。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第9号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第9号「「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第10号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第10号「「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第10号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第11号「「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」を採決します。

本件の委員長報告は採択です。本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第11号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、発委第3号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
発委第3号「安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。  
次に、発委第4号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
発委第4号「政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。  
次に、発委第5号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
発委第5号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。  
次に、発委第6号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。  
（なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）  
討論ないものと認め、討論を終わります。  
発委第6号「「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書について」を採決します。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（異議なしの声あり）
- 議 長（加藤彦次郎）

ご異議ないものと認めます。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

次に、発委第7号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第7号「「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

日程第26. 常任委員会の所管事務調査報告を行います。

環境厚生委員長の報告を求めます。環境厚生委員長。

環境厚生委員長 ( 堺谷直樹 )

所管事務調査報告書をお手元にお願いいたします。

当委員会は、統合中学校開校に向けた通学路の整備について調査を行いました。

3の調査の結果、または概要になります。

(1) 執行部の取組については、建設課及び町民生活課の取組概要を表にまとめましたので、ご覧いただければと思います。

3ページ目までお進みください。

(2) 委員会の意見です。

当町の執行部は、統合小・中学校の通学路となっている県道のうち、森岳ローソン交差点から山本中入り口交差点にかけての安全対策について、県へ歩道設置、または信号機設置等の要望を行ってきました。

しかし、県建設部の回答は「歩道の設置は見送る」であり、県公安委員会及び能代警察署の回答は「新信号機設置及び感応式信号機への改良等は見送る」でありました。

そして、当該回答の理由は、「付近道路を通過する車両への影響が大きい」「交通量が少ないため横断歩道がなくても渡れる」と判断したなどであり、当該道路を通行する当町の児童生徒の安全性に配慮されたものはございませんでした。

当委員会は、これらの回答について看過すべきではないと判断したため、当町の議会と町長とが連携して、県に対し、県道の通学路としての安全対策を求めていく決議案について、本定例会に提出することを決定しましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長 ( 加藤彦次郎 )

環境厚生委員長の報告を終わります。これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (加藤彦次郎)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

日程第27. 発委第8号「秋田県に統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の安全対策を求める決議について」を議題とします。

環境厚生委員会の説明を求めます。環境厚生委員長。

環境厚生 (堺谷直樹)

委員長 発委第8号、秋田県に統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の安全対策を求める決議について、ご説明いたします。

秋田県に統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の安全対策を求めるため、会議規則第13条第3項の規定により本決議を提出し、議会の議決を求めるものです。

決議文を朗読します。

秋田県に統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の安全対策を求める決議案。

当町では、山本中学校敷地内に令和8年度開校に向けて統合中学校が建設中であり、また、山本中学校は、森岳小学校と金岡小学校の統合小学校として開校するための準備が進められている。

この統合小・中学校の通学路には県道能代五城目線が含まれており、当該路線は秋田県の所管である。そのため、当町の執行部は、児童生徒の安全対策に万全を期すべく、県に対して、県道能代五城目線と県道森岳鶴川線の交差点に新信号機の設置や山本中学校入口交差点の感应式信号への改良・横断歩道の設置を要望してきたところである。

しかし、県においては、「付近道路を通過する車両への影響が大きい」「統合中学校開校に伴う交通量変化が不明」などの理由により、当該要望は見送るとの回答であった。

さらに、山本中学校入口交差点への横断歩道設置についても、「交通量が少ないため横断歩道がなくても渡れる」と児童生徒の安全性には一切の配慮が見られない回答であった。

当該交差点付近は、能代方面からは下り坂で自動車のスピードが出やすいため、現在も交通事故が多発し、児童生徒や保護者だけでなく、地域住民からも不安の声が上がっている。

また、全国各地においても登下校中の児童生徒が自動車に巻き込まれるという痛ましい交通事故が数多く発生していることから、現状を看過することはできない。

よって、当町議会は町長と連携し、秋田県議会並びに秋田県知事及び秋田県公安委員長に対して、統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の

安全対策を強く求めることとする。

以上決議する。

令和6年12月13日、秋田県三種町議会。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長 ( 加藤彦次郎 )

環境厚生委員長の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

( なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第8号「秋田県に統合小・中学校の通学路となる県道能代五城目線の安全対策を求める決議について」を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

日程第28. 閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

議 長 ( 加藤彦次郎 )

ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年12月三種町議会定例会を閉会します。

午前11時39分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長      加 藤 彦次郎

三種町議会議員      荒 谷 要 伸

三種町議会議員      三 村      眞